

定例監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査の結果（令和5年1月26日付け公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第14項の規定により公表する。

令和5年2月28日

山形市監査委員	玉	田	芳	和
同	村	山	秀	幸
同	菊	地	健	太郎
同	武	田		聡

(様式)

観 第 220 号
令和5年2月24日

山形市監査委員 様

山形市長 佐藤 孝弘 印

商工観光部定例監査結果についての措置状況（通知）

令和5年1月26日付けで通知のあった定例監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

課 等 名	監 査 の 結 果	措 置 状 況
観光戦略課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。	
	1 山形市初市開催費補助金の交付事務において、次のようなものがあった。 (1) 事業の実績報告書から確定した補助金額が概算払で支払っている交付決定額よりも少額であったにも関わらず、返還を命じていないもの (2) 補助金交付決定伺に消費税等仕入控除税額の取扱いについて記載されていないもの	1 (1) 相手方及び庁内関係課と協議のうえ、余剰金について返還を受ける方向で調整を進めております。 (2) 補助金の交付事務において、今後は遺漏なく、交付決定起案へ消費税等仕入控除税額の取扱いについて記載することといたします。
	2 行政財産目的外使用許可事務において、申請書に添付された図面では使用料の算定に必要な面積の算出が困難なものがあった。 ・蔵王観光施設管理事務所（蔵王スキーパトロール隊本部及び宿泊施設として）	2 直ちに算定に必要な書類を要求し、再算定のうえ適正な事務処理を行ってまいります。

	<p>3 各種団体等の経理事務において、次のようなものがあった。</p> <p>(1) 立替払をしているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山形まるごと市実行委員会 ・蔵王スキーパトロール委員会 <p>(2) 決裁文書に記載された金額と振込額が異なるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王スキーパトロール委員会 <p>(3) 経理事務に関する規程が整備されておらず、また、起案及び会計伝票において専決権のない者が決裁していたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王スキーパトロール委員会 	<p>3</p> <p>(1) 山形まるごと市実行委員会については、経理事務規程を順守し、適正に事務を行ってまいります。</p> <p>蔵王スキーパトロール委員会については、経理事務規程を整備し、適正に事務を行ってまいります。</p> <p>(2) 直ちに事務処理方法について是正し、適正に事務を行ってまいります。</p> <p>(3) 蔵王スキーパトロール委員会の経理事務規程を定めるとともに、適正な事務処理を行ってまいります。</p>
--	---	---